

議案第37号

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）及び特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第97号）は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。